

(様式第1号)

出し手→農業公社

受付番号:

令和 年 月 日

公益財団法人 和歌山県農業公社 理事長 様

農地中間管理権設定申込書 兼 口座振込依頼書

(農地中間管理事業利用申込書)

〒

住所:

氏名 (法人の場合は名称)

印

電話番号

私は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業を利用したいので、別紙の農用地について、下記事項に同意の上、申し込みいたします。

記

1. 申し込み農用地の取扱等

- 私の農用地の貸出先は、農業公社に一任します。
- 農用地を現況確認するための現地調査に協力します。
- 貸出先が確定するまでの間、自身の責任において管理を行います。

2. その他

- 貸出先が見つからない場合があることについて、了承致します。
- 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないと認められるときは、当該農地中間管理権に係る契約を解除する場合があることを了承致します。

3. 貸し出しを希望する農地 (別紙のとおり)

4. 賃借料の口座振込を行いますので、下記に必要事項ご記入下さい。

金融機関名		支店名 (支所名)	
口座種類	普通・総合 ()	口座番号※ (右つめ)	
フリガナ			
口座名義人			
※ゆうちょ銀行の場合の注意事項			
ゆうちょ銀行の場合のみ、口座番号については通帳番号の末尾の「1」を除く振込用の口座番号を記入してください。			
〔例1〕 通帳番号(8桁): 12345671 の場合 → 口座番号: 1234567 を記入			
〔例2〕 通帳番号(7桁): 1234561 の場合 → 口座番号: 123456 を記入			

5. 機構関連事業に対する説明

チェック欄

- 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

（チェック欄）

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、和歌山県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されません。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

令和 年 月 日

上記内容について説明を受けました。

（所有者）

氏 名 _____